

償却資産
(固定資産税)
申告の手引

富士河口湖町 税務課

お知らせ

- ☆ 償却資産申告書の提出先は、税務課資産税第二担当です。
(富士河口湖町役場：1階 税務課)
- ☆ 償却資産申告書の法定提出期限は、1月31日です。期限間近になりますと窓口が混雑しますので、1月中旬までの提出にご協力ください。
- ☆ 償却資産をお持ちでない場合や転出、廃業等があった場合は、申告書の備考欄にその旨を記載して提出してください。

手引目次

I	償却資産とは	3
II	償却資産の申告について	6
III	申告書類の作成方法	13
IV	償却資産の評価額の計算方法から納税まで	15

I 債却資産とは

1 債却資産とは

債務資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含みます。）を言います（地方税法第341条第4号〈固定資産税に関する用語の意義〉）。例えば、**構築物**（建物付属設備を含みます。）・**機械・装備・船舶・航空機・車両・運搬具・工具・器具・備品等**の固定資産を言います。

債務資産を「資産の種類」ごとに例示しますと、次のようにになります。

資産の種類	内 容	
第1種	構 築 物 (建物付属設備を含む)	駐車場の舗装、屋上看板等の広告設備、門、塀、緑化施設等 建物付属設備 1 建物の所有者が取付けた建物付属設備のうち、受変電設備、中央監視制御装置、特定の生産又は業務用の設備等 2 テナントの方が賃借している家屋に施工した内装、造作、建築設備（これらを特定付帯設備といいます。）（詳しくは9・10ページ参照）
第2種	機 械 及 び 装 置	工作機械・印刷機械等の各種産業用機械、ブルドーザー・パワーショベル等の建設機械に該当する大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「0」「00～09及び000～099」）、駐車場機械装置等
第3種	船 舶	遊覧船、ボート、はしけ等
第4種	航 空 機	飛行機、ヘリコプター等

第5種	車両及び運搬具	フォークリフト等の大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「9」「90～99及び900～999」）及び農耕作業用の自動車で最高時速が毎時35km以上のもの並びに台車等。但し、自動車税・軽自動車税の対象になる乗用車、トラック等は除きます。
第6種	工具、器具及び備品	事務机、事務椅子、陳列ケース、テレビ、パーソナルコンピュータ、プリンター、ルームエアコン、金庫、ゲーム機器等

※次のような資産も1月1日現在、事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

- ① 建設仮勘定で経理されている資産。
- ② 決算期以後1月1日までの間に取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産。
- ③ 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
- ④ 償却済資産（減価償却が終わった資産）
- ⑤ 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）
- ⑥ 未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼働していない資産）
- ⑦ 借用資産（リース資産）で、契約の内容が割賦販売と同等である資産

※リース資産について 6ページ参照

- ⑧ 取得価額が20万円未満の資産で、税務会計上固定資産勘定に資産計上されている資産

※申告する資産とは 8ページ表参照

- ⑨ 取得価額が30万円未満の資産で、税務会計上租税特別措置法第28条の2又は第67条の5の適用により即時償却した資産

※法人税・所得税との比較 11・12ページ表参照

2 業種別の主な償却資産

() 内の数字は、その業種における主な償却資産の耐用年数です。

業 種	主な償却資産の内容
事務系	タイムレコーダー(5)、事務机(15)、椅子(15)、応接セット(8)、ロッカー(15)、キャビネット(15)、金庫(20)、レジスター(5)、コピー機(5)、ルームエアコン(6)、パソコンコンピュータ(4)、サーバー(5) LAN配線(10)、看板(10)、受変電設備(15)、舗装路面(10又は15)、その他
飲食系	食卓(5)、椅子(5)、厨房用品(5)、カラオケ(5)、冷蔵庫(6)、その他
理・美容業	理・美容椅子(5)、消毒殺菌器(5)、タオル蒸器(5)、パーマ器(5)、サインポール(3)、湯沸かし器(6)、その他
クリーニング業	洗濯機(13)、脱水機(13)、ドライ機(13)、プレス(13)、給排水設備(15)、その他
小売店 食肉鮮魚販売業	冷凍機(9)、肉切断機(9)、挽肉機(9)、電子秤(5)、冷蔵ストッカー(4)、陳列ケース(6又は8)、冷蔵庫(6)、自動販売機(5)、その他
加工・修理業	旋盤(10)、ボール盤(10)、フライス盤(10)、プレス(10又は15)、圧縮機(10又は15)、測定工具(5)、検査工具(5)、工業用水道(15)、その他
医療系	レントゲン機器(6)、調剤機器(6)、ファイバースコープ(6)、消毒殺菌用機器(4)、手術機器(5)、歯科診療ユニット(7)、その他
不動産賃付業	立体駐車場のターンテーブル及び機器部分(10)、金属造の塀(10)、コンクリート造の塀(15)、緑化施設(植木等)(20)、太陽光発電設備(17)、その他
宿泊業	受・変電設備(15)、厨房用品(5)、ルームエアコン(6)、マッサージチェア(6)、厨房冷凍庫(5)、床用敷物(3又は6)、応接セット(5)、テレビジョン(5)、厨房機器一式(15)、その他
船舶系	モーターポート及びとう載漁船(4)、他のもの(5)、なお、上記の船舶は船舶法第4条から第19条までの適用を受けない船舶とする。

※この表の耐用年数は一例であり、物品の材質等で異なる場合がありますので国税局のホームページ等で必ず確認をお願いします。

II 債却資産の申告について

1 申告していただく方

工場や商店を営んでいたり、駐車場やアパートを貸し付けていたりなど、事業を行っている方で、1月1日現在に債却資産（詳しくは3・4ページを参照してください。）を所有している方です。地方税法第383条の規定により、毎年1月1日（賦課期日）現在の所有状況を申告していただくことになっています。

- 所有権留保付売買資産については、原則として買主の方が申告してください。
- 共有資産は、代表者を決めて申告してください。

2 リース資産について

ファイナンス・リース取引のうち、所有権移転外ファイナンス・リースについて、国税においては平成20年4月1日以降に締結したものは、原則として売買に準じた方法により借主が減価償却を行うものとされましたが、固定資産税（債却資産）においては、従来どおりリース会社等の資産の貸主（所有者）が、当該資産を申告する必要があります。

なお、平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース（売買扱いとするファイナンス・リース）資産で取得価額が20万円未満のものは申告対象外です。

3 提出していただく書類

（1）必ず提出していただくもの

- ①「債却資産申告書」 ②「種類別申告書」

（2）次に該当する資産がある場合に提出していただくもの

- ・課税標準の特例がある資産を所有されている場合

課税標準特例該当資産届出書兼明細書、事実を証明する書類

- ・非課税資産を所有されている場合

非課税適用届出書、事実を証明する書類

- ・短縮耐用年数を適用された場合

国税局長の承認通知書（写）

- ・増加償却をされた場合

税務署長への届出書（写）

- ・減免該当資産を所有されている場合

減免申請書、事実を証明する書類

◎これらの書類を提出される場合は、申告書の「18備考」欄に添付書類の名称を記載してください。

4 企業の電算処理により申告をされる場合

電算処理により申告される方は、毎年度、全資産申告の形式が必要です。
償却資産申告書及び種類別明細書類を作成し、提出してください。

償却資産申告書	1 独自の申告書を使用する場合は、所有者コードを確認させていただくため、必ず税務課から提出した申告書を添付してください。 2 資産件数を備考欄に記入してください（資産種類別に明細書の一行を一件として集計）。 3 評価額（ホ）の欄を必ず記入してください。
種類別明細書 (増加資産・全資産)	1 次の項目は必ず記載してください。 ・資産の種類・資産の名称・数量・取得年月・取得価額 ・減価残存率・耐用年数（改正耐用年数も含む）・価額 ・特例率（該当有りの場合）・増加事由（1～4） 2 価額は15・16ページを参照のうえ算出してください。 3 税制改正等により耐用年数を変更された資産がある場合は、改正年、改正前及び改正後の耐用年数をそれぞれ記載してください。 4 減少した資産のリストを種類別明細書に添付してください。 5 増加資産や減少資産がある場合は、増減事由を摘要欄等に記入してください。

5 提出期限

償却資産申告書の提出期限は、当該年度の1月31日（31日が休日の時は翌日）となります。

また、期限間近になると窓口が混雑しますので、早期の提出にご協力をお願いします。

6 提出先

富士河口湖町・税務課に提出ください。（FAXによる申告は受け付けておりません。）

また、郵送でも提出することができます。その際は、申告書の控え（受付印を押印したもの）の返送が必要な場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

7 申告する資産とは

令和3年1月1日現在事業の用に供することができる資産のうち、次の(1)と(2)の要件を満たすものです。

(1) 土地及び家屋以外の有形の固定資産で、所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産（土地及び家屋の用語の意義は、地方税法第341条によります。）

○ 次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

ア 建設仮勘定で経理されている資産

イ 決算期以後1月1日までの間に取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産

ウ 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）

エ 償却資産（減価償却が終わった資産）

オ 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）

カ 未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼働していない資産）

キ 借用資産（リース資産）で、契約の内容が割賦販売と同等である資産

ク 取得価額が30万未満の資産で、税務会計上租税特別措置法第28条の2又は第67条の5の適用により即時償却した資産

(2) 耐用年数が1年以上で、取得価額（1個又は1組当たり）が10万円（取得時期により20万円）以上の資産

	取得時期	取得価額	国税の取扱い	固定資産税(償却資産)取扱い
個人の場合	平成11年1月1日以後に取得した資産（平成11年1月1日前に取得した資産については、税務課：償却資産担当にお問い合わせください。）	10万円未満	必要経費	申告対象外
		10万円以上	3年間一括償却	申告対象外
		20万円未満	減価償却	申告対象
		20万円以上	減価償却	申告対象
	取得時期	取得価額	国税の取扱い	固定資産税(償却資産)取扱い
法人の場合	平成10年4月1日以後に開始された事業年度に取得した資産（平成10年4月1日前に開始された事業年度に取得した資産については、税務課：償却資産担当にお問い合わせください。）	10万円未満	損金算入	申告対象外
			3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
		10万円以上	3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
			20万円以上	減価償却

8 建物附属設備・特定附帯設備の取扱いについて

(1) 自己所有家屋に取り付けた建物附属設備

ア 建物附属設備の家屋と償却資産の区分(次ページの一覧表をご参照ください。)

自己所有家屋に取り付けた建物附属設備は、固定資産税の取扱い上、次により家屋と償却資産とに区分して課税されます。

償却資産とするもの…単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの、
又は独立した機器としての性格の強いもの

家屋とするもの……家屋の所有者が所有し、家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備、消防設備、空調設備など

イ 特定の生産又は業務用の設備等の取扱い

特定の生産活動を行うために必要な動力源装置、熱源、水処理、汚水処理、冷却、照明用として用いられるボイラー、動力配線、配管、コンセント、ガス配管、給排水配管、給排気設備、エアー配管、油配管、照明設備等、及びその附属設備は、償却資産となります。例えば、工場内で製造精密機械工場内の空調設備や集塵設備、熱処理用のボイラー設備、コンピュータ室（人が作業することが想定されない部屋）に設置されている大型コンピュータを冷却するための専用空調設備等が該当します。ただし、事務室の照明用電気配線や生活用の上下水道配管、冷暖房用空調配管、ガス配管等は家屋の対象となります。

なお、冷凍倉庫における冷凍倉設備、ホテルや病院における厨房設備、洗濯設備等も償却資産に該当します。

生産用（工場用）又は一般用（事務所ビル、賃貸マンション、寮、福利厚生施設等）を問わず、電気設備のなかで受変電設備、プレス機等を備え付けるための基礎工事については、特定の生産用設備の附属設備に該当するので償却資産となります。

(2) 賃借人等の方が取付けた内装、造作、建築設備等の資産（特定附帯設備）

賃貸ビルなどを借り受けて事業をされている方（テナントの方）が自らの事業を営むために取り付けた電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備等や外壁、内装、天井、床等の仕上げ及び建具、配線・配管等のことを特定附帯設備といいます。

特定附帯設備は、テナントの方が償却資産として申告ください。

（地方税法第343条第9項、富士河口湖町税条例第54条第7項）

〈建物附属設備における家屋との区分一覧表〉

◎この表は、主な設備等の例示です。

区分	家屋に含めるもの	家屋に含めないもの (償却資産となる可能性のあるもの)
電気設備	<ul style="list-style-type: none"> ・分電盤及び分電盤からの配線、配管 ・屋内照明設備 ・出退表示設備 ・呼出信号設備 ・盜難非常通報装置 ・電話配管、配線、端子盤 ・放送、拡声配管、配線 ・ITV 配管、配線 	<ul style="list-style-type: none"> ・分電盤からの外側の配線、配管 ・自家用発電設備 ・受変電設備 ・ネオンサイン、スポットライト、灯光器 ・家屋と分離している屋外照明設備 ・電話機、電話交換機 ・中央監視制御装置 ・LAN 設備 ・放送、拡声マイク、アンプ、スピーカー ・ITV 受像機、カメラ
給排水 衛生設備	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内給水設備 ・入水槽、高架水槽、ポンプ ・衛生設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外給水管、屋外排水管 ・独立した煙突、給水塔
ガス設備	・屋内設備	・屋外設備
空調設備	<ul style="list-style-type: none"> ・空調設備 ・冷暖房設備 ・換気設備、換気扇、天井扇 ・ベンチレーター 	・取り外しが可能なルームエアコン
運搬設備	<ul style="list-style-type: none"> ・エレベーター、ダムウェーター ・エスカレーター 	・工場用ベルトコンベアー
特殊設備	<ul style="list-style-type: none"> ・劇場用特殊機器、舞台 ・固定椅子 	<ul style="list-style-type: none"> ・取り外しの容易な簡易間仕切り ・夜間金庫
屋外設備	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄骨等の非常階段 	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車置き場 ・簡易物置 ・門、塀 ・緑化施設 ・駐車場（アスファルト・碎石式）

※ 表中「家屋に含めるもの」であっても、本来家屋と一体になって家屋自体の利便性を高めるための設備ではなく、特定の生産又は業務用の設備等や特定附帯設備に該当する場合は、家屋に含めず、償却資産として申告の対象となります。また、「家屋に含めないもの」には固定資産税（償却資産）の課税対象となるものの一部を記載しています。判別不明な資産については、

税務課：資産税第二担当までお問い合わせください。

9 非課税及び課税標準の特例について

地方税法や同法附則で規定する一定の要件に該当するものは、非課税や課税標準の特例が適用されます。

詳しくは、富士河口湖町ホームページ「償却資産のページ」をご覧いただか、税務課資産税第二担当（連絡先：72-1113 直通）までお問い合わせください。

10 法人税・所得税との比較について

項目	固定資産税の取扱い(償却資産)	国税の取扱い(法人税・所得税)
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法	一般的な資産は定率法を適用（固定資産評価基準に定められた減価率を用いる） ※ 法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同様。	○定額法、定率法の選択制 ○定率法を選択した場合 ・平成19年4月1日以降に取得された資産は「定率法(250%定率法)」を適用 ・平成19年3月31日以前に取得された資産は「旧定率法」を適用
前年中の新規取得資産	半年償却（1／2）	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません。（注1）	認められます。
特別償却・割増償却	認められません。	認められます。（租税特別措置法）
増加償却	認められます。	認められます。（法人税・所得税法）
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備応価額(1円)まで
改良費 (資本的支出)	区分評価(改良を加えられた資産と改良費を区分して評価)（注2）	原則区分評価
少額の減価償却資産 (使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満の資産)	一時の損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外 （注3）	損金算入額が可能 (法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条)
一括償却資産 (取得価額が20万円未満の減価償却資産)	3年間で損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外 （注4）	3年間で損金算入が可能 (法人税法施行令第133条の2又は所得税法施行令第139条)

中小企業者等の方 が租税特別措置法 を適用して取得さ れた 10 万円以上 30 万円未満の減価償 却資産	課税対象になります（注5）	損金算入が可能 (租税特別措置法第 28 条の 2 又は同 法第 67 条の 5)
--	---------------	---

(注1) 圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮を行ったものについては、圧縮前の所得価額としてください。

(注2) 平成19年度税制改正により、国税における改良費の取扱いが変わりました。

(注3) 法人の方は本来の耐用年数を用いて毎年減価償却することもできますが、この場合は固定資産税（償却資産）の課税対象となりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告ください。

(注4) 法人又は個人の方は本来の耐用年数を用いて毎年減価償却することもできますが、この場合は固定資産税（償却資産）の課税対象となりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告ください。

(注5) 中小企業者に該当する法人又は個人の青色申告者の方等が、平成15年4月1日から令和4年3月31日までの間に30万円未満の減価償却資産を取得された場合、その全額を損金又は必要な経費に算入することができます（平成18年4月1日以降は上限300万円まで）。ただし、取得価額が10万円未満で中小企業特例を適用できるのは、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得した資産となります。固定資産税（償却資産）上は、この規定により損金又は必要な経費に算入された減価償却資産については課税対象になりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告ください。

III 申告書類の作成方法

1 作成の単位

「償却資産申告書」、「種類別明細書」を作成してください。

○富士河口湖町管内に2か所以上の事業所がある場合は、主たる事業所で取りまとめて記載してください。

2 作成していただく書類

「償却資産申告」及び「種類別明細書」を次の注意事項にしたがって作成してください。

書類名	注意事項
償却資産申告書	申告書送達先・氏名が印字されている場合でも必ず記名・押印してください。 資産に増減がない場合は、申告書の「18備考」欄の「増減なし」を○で囲んでください。
種類別明細書 (記入留意事項)	○令和3年1月1日現在に所有しているすべての資産を記入してください。 ○前年までに申告されている資産が、すべて記入されていますか。 ○前年中に増減があった資産を加除修正してください。

3 作成にあたっての注意点

申告していただいた書類は、そのまま電算入力しますので、次の事項に注意してください。

- (1) 償却資産申告書・種類別明細書とも2枚1組で作成後提出願います。
- (2) ボールペンで丁寧に記入してください。

4 取得価額と耐用年数

(1) 取得価額

取得価額とは、償却資産を取得するために支出した金額をいい、引取運賃、荷役費、運送保険料、関税、その他その償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含みます。

取得価額の算出方法は、法人税又は所得税の取扱いと同じです。ただし、圧縮記

帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等の圧縮額がある場合は、その金額を加えた額を記入してください。

取得価額が30万円までの資産については、法人税法及び所得税法において特別の償却方法が認められていますが、その場合の償却資産の取扱いについては、11～12ページの一覧表にてご確認ください。

(3) 耐用年数

耐用年数は、法人税又は所得税の申告で用いるものと同じ耐用年数を記入してください。

耐用年数には、次の3種類があります。

- ア 法定耐用年数・・・減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表をご覧ください。
- イ 中古見積耐用年数・・・耐用年数省令第3条の規定により見積もった耐用年数。
- ウ 短縮耐用年数・・・法人税法又は所得税法の規定により耐用年数の短縮について国税局長の承認を受けたときにその耐用年数をいいます。なお、この場合は国税局長の承認通知書の写しを添付してください。

IV 債却資産の評価額の計算方法から納税まで

1 評価額の計算方法

申告していただいた資産を1件ずつ資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基本にして計算した評価額を算出します。

(1) 前年中に取得したもの：取得価額×前年中取得のものの減価残存率＝評価額

(2) 前年前に取得のもの：前年度評価額×前年前取得のものの減価残存率＝評価額

以後、毎年この方法により計算し評価額が取得価額の5%になるまで償却します。評価額が取得価額の5%未満になる場合は、5%でとどめます。

【減価残存率表】 ※rとは、当該債却資産の耐用年数に応ずる減価率です。

区分 耐用年数	減価残存率		区分 耐用年数	減価残存率		区分 耐用年数	減価残存率	
	前年中取得のもの (1-r/2)	前年前取得のもの (1-r)		前年中取得のもの (1-r/2)	前年前取得のもの (1-r)		前年中取得のもの (1-r/2)	前年前取得のもの (1-r)
—			21年	0.948	0.896	41年	0.972	0.945
2年	0.658	0.316	22年	0.950	0.901	42年	0.973	0.947
3年	0.732	0.464	23年	0.952	0.905	43年	0.974	0.948
4年	0.781	0.562	24年	0.954	0.908	44年	0.974	0.949
5年	0.815	0.631	25年	0.956	0.912	45年	0.975	0.950
6年	0.840	0.681	26年	0.957	0.915	46年	0.975	0.951
7年	0.860	0.720	27年	0.959	0.918	47年	0.976	0.952
8年	0.875	0.750	28年	0.960	0.921	48年	0.976	0.953
9年	0.887	0.774	29年	0.962	0.924	49年	0.977	0.954
10年	0.897	0.794	30年	0.963	0.926	50年	0.977	0.955
11年	0.905	0.811	31年	0.964	0.928	51年	0.978	0.956
12年	0.912	0.825	32年	0.965	0.931	52年	0.978	0.957
13年	0.919	0.838	33年	0.966	0.933	53年	0.978	0.957
14年	0.924	0.848	34年	0.967	0.934	54年	0.979	0.958
15年	0.929	0.858	35年	0.968	0.936	55年	0.979	0.959
16年	0.933	0.866	36年	0.969	0.938	56年	0.980	0.960
17年	0.936	0.873	37年	0.970	0.940	57年	0.980	0.960
18年	0.940	0.880	38年	0.970	0.941	58年	0.980	0.961
19年	0.943	0.886	39年	0.971	0.943	59年	0.981	0.962
20年	0.945	0.891	40年	0.972	0.944	60年	0.981	0.962

【例えば】

取得価額 250,000 円、取得時期令和 2 年 2 月、耐用年数 4 年のパソコンの場合

(耐用年数 4 年、前年中の取得のものの減価残存率・・・0.781)

(耐用年数 4 年、前年中の取得のものの減価残存率・・・0.562)

令和 3 年度 = $250,000 \text{ 円} \times 0.781 = 195,250 \text{ 円}$

令和 4 年度 = $195,250 \text{ 円} \times 0.562 = 109,730 \text{ 円}$

令和 5 年度 = $109,730 \text{ 円} \times 0.562 = 61,668 \text{ 円}$

令和 6 年度 = $61,668 \text{ 円} \times 0.562 = 34,657 \text{ 円}$

令和 7 年度 = $34,657 \text{ 円} \times 0.562 = 19,477 \text{ 円}$

令和 8 年度 = $19,477 \text{ 円} \times 0.562 = 10,946 \text{ 円} < 12,500 \text{ 円}$

※ 令和 8 年度で算出額が取得価額の 5% (12,500 円) より小さくなりますので、以降 12,500 円で評価されます。

2 價格の決定

取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮し、3 月 31 日までに町長が価格（評価額）を決定します。

なお、償却資産の価格等を決定しますと、償却資産課税台帳に登録し、その旨を告示します。

この価格に不服のある方は、公示の日から納税通知書の交付を受けた日後 3 カ月までの間、審査請求の申出をすることができます。

3 税額の計算方法

$$\boxed{\text{税額(100 円未満切捨て)}} = \boxed{\text{課税標準額※(100 円未満切捨て)}} \times \boxed{\text{税率(1.4%)}}$$

※課税標準額とは町管内に所在する資産の価格の合計です。

(1,000 円未満切捨て)

4 免税点

課税標準額が 150 万円未満の場合は課税されません。

5 納期

年税額は4回の納期（4月・7月・12月・翌年2月）に分けて納めていただくことになります。

また、納付につきましては、口座振替をお願いいたします。

口座振替納税は、一度お申込みいただければ、あなたの指定した金融機関やゆうちょ銀行の口座から、納期限の日に自動的に引き落として納税できる便利な制度です。是非ご活用ください。

6 実地調査について

富士河口湖町税務課では、地方税法第408条に基づく実地調査を行います。その際には、固定資産台帳（財産管理台帳）及びその他各種関係資料を準備していただくことがありますのでご協力を願います。

また、実地調査に伴って追加申告をお願いすることがあります。その場合過年度に遡って課税させていただくこともありますので、あらかじめご了承ください。